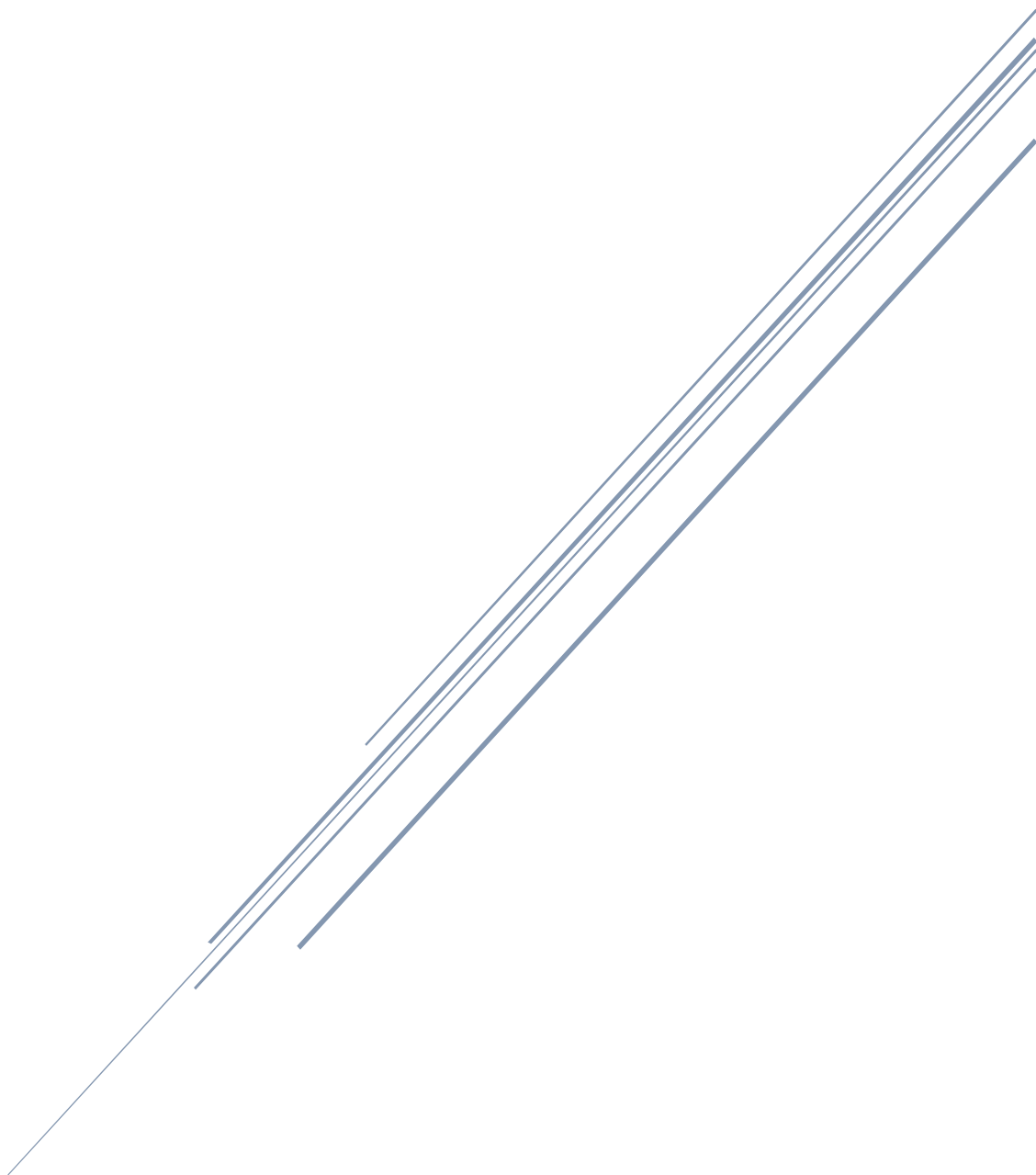


飯山市上下水道料金システム・会計システム更改業務
公募型プロポーザル実施要領



長野県飯山市
令和7年(2025 年)7月

1 概要

(1) 業務内容

「飯山市上下水道料金システム・会計システム更改業務特記仕様書」のとおり

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 業務規模

本業務の提案実現のための価格の上限は、46,440,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであることを留意されたい。なお、上記金額に保守業務委託料は含めないこととし、この金額を超えた提案は無効とする。

2 参加資格

本プロポーザル参加者は、次に掲げるすべての要件に該当することとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 飯山市入札参加資格者名簿に登録を行っている者。

(3) 本業務の公告日から契約締結日までの間に指名停止措置を国及び地方公共団体から受けている者でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当するものでないこと。また次のアからカまでに掲げるものがその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

(6) プライバシーマーク又は ISO9001を取得していること。

(7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(8) その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

3 選定スケジュール

項番	手続き	日程
1	募集の公告	令和7年7月1日(火)
2	質問受付	公告の日から令和7年7月8日(火)正午まで
3	質問回答	令和7年7月15日(火)
4	1次審査書類提出期限	令和7年7月22日(火)午後5時まで(必着)
5	1次審査及び結果通知 2次審査書類提出要請	令和7年7月29日(火)
6	2次審査書類提出期限	令和7年8月20日(水)午後5時まで(必着)
7	2次審査(提案審査)	令和7年8月28日(木)
8	2次審査選考結果通知	令和7年9月4日(木)
9	随意契約	(予定)令和7年10月1日(水)

4 質疑及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとする。

項目	内容
受付期間	公告の日から令和7年7月8日(火)正午まで
提出方法	質問書(様式第9号)により、e-mail で送信し、送信後に受信確認の電話をすること。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。
回答方法	令和7年7月15日(火)午後1時までに、当市ホームページにおいて随時、回答を公開していくので、確認されたい。

5 応募手続き関係

(1) 応募書類

応募に係る様式を飯山市ホームページ上に掲載する。提案者は、必要に応じてダウンロードをすること。

(2) 提出方法

ア 持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)とする。

① 送料は提案者の負担とする。

② 市は、輸送中の破損、遅延等の責任を負わない。

イ 書類の差替えの場合は、電話連絡の上、持参とする。

(3) 提出先

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1

飯山市役所 建設水道部 上下水道課 業務係 あて

(4) 提出期限

【1次審査分】令和7年7月22日(火)午後5時まで(必着)

【2次審査分】令和7年8月20日(水)午後5時まで(必着)

(5) 提出書類

- | | | |
|---------|-----------------|-------------|
| 【1次審査分】 | ① 参加申請書 | (様式1) |
| | ② 誓約書 | (様式2) |
| | ③ 会社概要 | (様式3) |
| | ④ 業務実績調書 | (様式4) |
| | ⑤ ③から④の電子データ | |
| 【2次審査分】 | ⑥ 企画提案書鑑 | (様式5) |
| | ⑦ 企画提案書本文 | (任意様式) |
| | ⑧ 機能確認書兼要求仕様回答書 | (様式6-1、6-2) |
| | ⑨ 業務見積書 | (様式7-1、7-2) |
| | ⑩ ⑥から⑨の電子データ | |

提出書類の作成にあたっての注意事項				
共通事項		・会社名は正本となる1部のみに記載し、副本には記載しないこと。 ・言語は、人名、名詞、地名に指定がある場合を除き、日本語を標準とする。 ・用紙は JISA4判、A3 判用紙とする。 ・文字サイズは、10.5 ポイント以上とする。 ・提出は正本1部、それ以外を副本とする。部数はそれぞれ指定があるので確認されたい。 ・企画提案書において記載される会社名、社章等は、正本のみとし、副本には記載しないこと。なお、2 次審査書類提出要請時に業者コードを通知するので、副本には会社名に代えて、業者コードを記載するものとする。 ・電子データ形式は、PDF、Ward、Excel で作成すること。		
項目		内容		
1 次審査提出書類	提出期限	令和7年7月22日(火)午後5時まで(必着)		
	注意事項	・下記書類を A4 縦ファイル(フラットファイル等)で綴じ、提出すること。 ・提出書類に不足や誤りがあった場合、提出期限内であれば、差替えを認める。ただし、提出は持参のみとする。		
	書類名称		様式	部数
		① 参加申請書	第1号	1部
		② 誓約書	第2号	1部
		③ 会社概要	第3号	11部
		④ 業務実績調書	第4号	11部
⑤ ③～④の電子データ(保存構成は任意)		CD-R	1枚	
2 次審査提出書類	提出期限	令和7年8月20日(水)午後5時まで(必着)		
	注意事項	・1次審査通過者は、下記書類を1次審査で使用した A4 縦ファイル(フラットファイル等)に綴じられる形式で追加提出すること。 ・提出書類の差替えの規定については1次審査と同様である。ただし、1次審査において提出された書類の差替えはできない。 ・追加提出された書類は、事務局において以下の順で綴るため、考慮されたい。 綴り順:⑥、⑦、⑧、⑨、③、④		
	書類名称		様式	部数
		⑥ 企画提案書鑑	第5号	11部
		⑦ 企画提案書	任意	11部
		⑧ 機能確認書兼要求仕様回答書	第6-1 号 第6-2号	11部
		⑨ 業務見積書	第7-1号 第7-2号	11部
	⑩ ⑥～⑨の電子データ(保存構成は任意)		CD-R	1枚

(6) 企画提案書作成要領

- ア 様式は自由、目次は枚数に含まない。提案書にはページ番号を付けること。
- イ 枚数は A4判30ページ以内とすること。なお、A3 版を使用しても差支えないが、A4判2ページ分とする。
- ウ 本文の文字フォントは 10.5 ポイント以上とする。図表等に付記する注釈・注記などに関してはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。
- エ 「特記仕様書」及び「機能確認書兼要求仕様回答書(様式 第6-1、6-2)」の内容を踏まえたうえで、「企画提案書 記載項目一覧(別紙1)」の項目タイトルに基づき任意様式にて可能な限り要約のうえ記載すること。

(7) 辞退

参加申請後に辞退する場合、1次審査を辞退する場合は令和7年7月22日(火)正午(必着)までに、「参加辞退届出書(様式第8号)」を電話連絡後に e-mail により提出すること。

6 審査・選定

(1) 1次審査(書類審査)

- ア 担当課において提出された書類を用いて「審査基準(別紙 2)」に基づき審査を行い、上位5者を選定する。なお、応募が5者以下の場合でも審査を行うが、すべての提案者を2次審査の対象とする。
- イ 提案者が1 者の場合、書類審査の結果、事業を適切に実施できると判断されたとき、本プロポーザルを実施する。

(2) 2次審査(提案審査・プレゼンテーション)

- ア 1次審査通過者を対象に、審査委員会にて、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。
- イ 「審査基準」に基づき評価し、1次審査の結果とあわせた合計点のもっとも高い事業者を本業務の優先交渉権者とする。なお、業務の品質・技術力確保のため、合計点が 180 点以上を評価対象とする。
- ウ プレゼンテーション及びヒアリングの時間は 1 者につき70分程度を予定している。
(以下内訳)
 - ① 準備時間 10分
 - ② プレゼンテーション 60分
 - ③ ヒアリング 10 分
 - ④ 片付け・退出 5 分
- エ 説明者は 5 名以内とし、資料は事前に提出された提案書を用いるものとする。なお、スクリーンを使用しプレゼンテーションを行う場合は、見やすく再構成したものも可とする。ただし、提案内容の改編は認めない。
- オ 事前に共通課題を出題するので、プレゼンテーションにおいて、実機を用いてシステムの動作を確認するものとする。なお、共通課題は 2 次審査書類提出依頼に合わせて通知するものとする。

(3) 審査結果

ア 1次審査

1次審査の結果については、電子メールにて速やかに参加者すべてに通知する。この時、1次審査通過者へ2次審査の開催日時等を併せて通知する。

イ 2次審査

2次審査の結果については、電子メールにて速やかに2次審査参加者すべてに通知するとともに、飯山市ホームページにおいて公表する。

(4) 失格

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

ウ 参加資格の要件を満たしていない場合

エ 見積価格が提案上限を超えた場合

オ その他、審査委員会が適当でないと判断した場合

7 業務委託契約

(1) 審査結果による優先交渉権者と、地方自治法施行令第167条の2に基づき、当該業務の随意契約を締結する。

(2) 予定価格は優先交渉権者から提案された見積書を参考に定めるものとする。

(3) 優先交渉権者と契約が成立しない場合は次点の交渉権者を当該業務の契約候補者とする。

(4) 当該業務の契約候補者の提案を一部内容の変更を求める場合がある。

(5) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。なお、業務成果の品質確保のため、選定会議において最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とする。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時までには候補者が欠格の要件に該当していることが判明したとき

ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき

(6) 契約にあたっては飯山市財務規則に基づくものとする。

8 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書の提出書類についての作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用については参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルへの参加報酬及び賞金はない。
- (4) 各種締切日以降の問い合わせ、書類の追加、修正には応じない。
- (5) 公募の日から審査結果発表までの間は、プロポーザルに係る必要な時を除き、職員はじめ関係者との接触を禁止する。
- (6) 審査の経緯及び結果についての質疑・苦情・異議申し立ては一切受け付けない。
- (7) 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合、提案者の責任において事前に第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作物の使用に関する責任は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (8) 公平性、透明性を期するために本プロポーザルの実施に関する情報については、閲覧、その他の方法により公表するものとする。
- (9) 提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルに伴う、市へ提出された書類は、飯山市情報公開条例に基づく情報公開の対象となるため、あらかじめ了承の上、提出すること。

9 問い合わせ先

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1

飯山市役所 建設水道部 上下水道課 業務係

電話 : 0269-67-0739

FAX : 0269-81-3561

E-mail : jougesuidou@city.iiyama.nagano.jp